

労働基準監督官による監督制度

労働基準監督署による監督制度は、労働基準法をはじめとする労働諸法令の違反を是正し、労働諸法令を順守させることを目的とする制度で、会社の雇用関係における法令違反や、改善点を早期に発見し、労働者に重大な被害を及ぼさないようにする制度です。

労働基準監督署の主な監督方法は、

- ① 事業場、寄宿舍その他の付属建設物に立ち入り調査をする「臨検監督（いわゆる臨検）」
- ② その調査結果に基づき法令違反や改善すべき点が見つかった場合に文書で行われる「是正勧告」
- ③ 悪質な違反事実がある場合などに行われる犯罪捜査等の「司法処理手続き」に分けられます。

対象事業場の選定は	監督署が定めた年次計画書により実施 労働者からの申告により実施 労働災害の発生により実施
事業場への立ち入り検査（臨検）は	通常は事前に会社に連絡して訪問日時を決めますが、帳簿等の改ざんの恐れがあるときは抜き打ちで行われます 事情聴取、労働者名簿・出勤簿・賃金台帳等帳簿等の確認が行われます
法令違反が認められない場合	法令違反が認められない場合は指導が終了します 法令違反とは言えないまでも改善を図る必要がある場合は、指導票が交付され、会社は是正措置を講じ、是正報告書を期日までに提出します
法令違反が認められる場合	法令違反事項説明し、是正勧告書が交付されます 会社は是正措置を講じ、是正報告書を期日までに提出します 勧告に応じない場合または法令違反が悪質な場合は、送検され懲役または罰金刑になることもあります また、機械等の使用停止命令書が交付されることもあり、命令に違反すると送検され懲役または罰金刑になることもあります

臨検監督について注意事項

労働者からの申告	労働基準法、労働安全衛生法により申告者に対する不利益取り扱いは禁止されています 申告者が特定されやすい時は、犯人捜しをしないように指導されることもあります
労働基準監督官の権限	事業者（会社）、寄宿舍、工場、その他付属建造物に立ち入り調査をする権限があります 帳簿、書類等の物的証拠を提出するように求める権限があります 使用者または労働者に証言を求める権限があります 立ち入り検査、調査を拒むことや、虚位の実事を陳述すると、処罰されるおそれがあります
労働基準に関する主な調査	全労働者の実労働時間を記録し、管理しているか 36協定を超える違法な時間外労働が行われていないか 時間外手当、休日手当、深夜手当が適切に支払われているか 賃金台帳に労働日数、労働時間が記載されているか 「名ばかり管理職」がないか
安全衛生に関する主な調査	安全衛生管理体制（衛生管理者、産業医等の選任・届出）は遵守されているか 安全委員会・衛生委員会を毎月開催して、その議事録を3年間保存しているか 健康診断を実施して、その記録を5年間保存しているか 長時間労働を行なった者、健康診断で異常の所見有りとなされた者に措置を講じているか 労災事故防止の為に労働安全衛生法令を遵守しているか 建設業は墜落・転落災害防止、運送業は交通事故災害防止、製造業は挟まれ・巻き込まれ災害防止が行われているか 健康診断個人票、健康診断後の有所見者に対する適切な対応をしているか
労働保険料に関する調査	賃金台帳、労働者名簿により、労働保険料が正確に申告されているかを調査